

県外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする場合の取扱いの緩和について（お知らせ）

平成 30 年 9 月 7 日

広 島 県

1 趣旨

平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧工事の円滑な執行を図るため、県外に主たる営業所・本店を有する業者（以下「県外業者」という。）を下請業者又は主要資材の購入先とする場合の取扱いを緩和します。

2 内容

県の発注する工事において、やむを得ない理由により県外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする場合については、理由書及び主要資材購入先名簿の提出を求めているところですが、災害復旧工事において県外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする場合については、理由書の提出を求めないこととします。

3 適用期間

平成 30 年 9 月 10 日以降に指名・公告する災害復旧工事から適用する。

問合せ先：土木建築局建設産業課
電話：082-513-3821（ダイヤルイン）